

令和7年度タウンミーティング意見・回答&進捗状況報告 一覧(おくの義務教育学校区)

No.	小学校区	行政区名	意見番号	意見の概要	意見に対する回答	進捗状況(令和8年1月31日時点)	担当部	担当課
1	おくの義務教育学校	小坂	1	空き家が増えてきて、近隣住民に迷惑となる雑草、樹木、害虫、野生動物のすみかとなっている問題が出ている。市として問題解決してほしい。	市では、市民や行政区役員の皆様からいただいた管理不全な空家の情報提供を基に、税情報や登記情報から所有者等を調査し、所有者等に対して文書又は自宅訪問等を行い、改善を促しております。 空家等の管理につきましては、本来は所有者等が近隣の方に迷惑をかけないように適切に管理すべきものですので、今般、情報提供いただきました空家につきましても、所有者等に対して改善を促して参りたいと考えておりますのでご理解のほどよろしくお願いたします。	以下の通り、対応を進めております。 R7.6.4 情報提供 R7.7.10 助言 R7.9.10 助言 R7.12.5 助言(措置期限 令和8年2月27日) 情報提供をいただいた空家につきましては、現在対応中となっております。 適正管理に移行するまで継続して現地確認を行い、所有者へ適正管理を促します。	建設部	空家対策課
2	おくの義務教育学校	小坂	2	奥野地区は、上下水道が整備されてなく、現在でも井戸水と浄化槽によるU字溝へ排水となっている。水質汚染の問題も出ているが、今後どうなっていくのか？不安である。	初めに、上水道事業につきましては、市内を供給区域とする茨城県南水道企業団におきましては、かつては普及率向上のため配水管の新設工事を多く行ってきましたが、配水管の老朽化が進んできたことから、近年では老朽化した配水管の更新工事及び耐震化工事にシフトしてきております。従いまして、牛久市内全域を給水区域としてはいるものの、配水管の新設に関する計画は現在のところ策定されていないとことです。なお、個別の事案に関しては具体的にご要望をいただいたうえで、既設の配水管からの距離や水利用の需要等を勘案し、配水管布設の可否を決めてまいりますことでした。上水道が普及しておらず井戸水を飲み水として利用しているご家庭について、市といたしましては井戸水の水質検査を推奨しており、そのための受付窓口を毎月1回(原則第3木曜日)開設しております。加えて茨城県が行う地下水のモニタリング調査や市独自で行う調査等で地下水の状況把握に努めてまいります。 次に、下水道事業につきましては、新たなエリアに下水道を整備する際には、大きな幹線管路やポンプ場などの関連施設も整備する必要があり、そのため、膨大な時間と多額の費用がかかります。また、近年の少子化に伴う人口減少や節水機器の進化によって、下水道の使用量が減少し、それに伴い使用料収入も減少しております。加えて、既存施設の老朽化が進み、維持管理費の増大や施設の更新が必須であることから、奥野地区全体の整備を行うことは、困難な状況ですご理解のほどよろしくお願いたします。 なお、下水道が未整備の地域におきましては、合併浄化槽により生活排水を処理するなど、地域の実情に合わせた整備を国としても推奨しており、環境への負荷の低減にも効果的です。合併浄化槽の設置に際しては補助制度がございますので、ご活用いただければと存じます。	報告なし	環境経済部 建設部	環境政策課 下水道課
3	おくの義務教育学校	小坂	3	奥野地区の公共バスの一日の本数が少ないため、利用者が減っていると思われます。住人も年々高齢化してきているため、駅方面への移動が困難となってきている。ライドシェアも出来たが予約が必要となっているため使用しにくい。検討してほしい。	バスの増便につきましては、ドライバー不足等の課題もありますが、引き続き、民間路線バス事業者と協議してまいります。 また、うしタクにつきましては、近年、登録者の増加とともに、予約が取りにくくなっております。このことから、本市では、市街化調整区域を交通空白地とし、地域連携公共ライドシェアを令和7年1月27日から開始しました。 ライドシェアに関しましては、開始して間もないことから、現時点では予約が取りやすくなっており、利用したい前日の12時までであれば、電話のみでの予約が可能となっておりますので、是非積極的なご利用をお願いいたします。 今後におきましても、市民の皆様がライドシェアをより利用しやすくなるよう、様々な検討・サポートを行ってまいります。	現在、策定を進めている第2次牛久市地域公共交通計画(案)において、重点的に取り組む公共交通施策として、「市内バス網の再編を含めた路線バス・かっぱ号の運行」および「タクシー関連施策の見直し」を位置付けております。 バス事業におきましては、市民の移動手段の確保および利便性向上のため、運転士不足に対応し、路線バスとかっぱ号における重複解消を目的とした市内バス路線の再編に向けた協議を進めているところであり、牛久駅と奥野生涯学習センターを結ぶ運行ルートの新設を予定しております。 また、公共ライドシェアにつきましては、バス事業とは異なり、利用者とドライバーのマッチングにより運行が成立するサービスの性質上、これまでと変わらず予約は必要ですが、利用状況やご意見等を踏まえ、ライドシェアを容易に利用できるよう、利用者のハードルとなっているスマートフォンを必須としたWEBによる登録方法に加え、電話でも登録が行えるように運用の見直しを行います。	経営企画部	政策企画課

令和7年度タウンミーティング意見・回答&進捗状況報告 一覧(おくの義務教育学校区)

No.	小学校区	行政区名	意見番号	意見の概要	意見に対する回答	進捗状況(令和8年1月31日時点)	担当部	担当課
4	おくの義務教育学校	小坂	4	<p>【おくの義務教育学校北校舎一部跡地利用のご提案】 ○農産物中心直売所の開設運営 [現状] ①おくの地区社協管内には、スーパーが0店舗、コンビニエンスストアが2店舗(セブン、ローソン)であり、ひたち野うしくや龍ヶ崎ニュータウンでの買い物と年齢の人にとって厳しい状況。たまり場での機能が年配中心にマヒしている。 ②おくの義務教育学校前北校舎の跡地利用が決まっていない。 ③小坂地区農産物直売土曜市は、4年前から6月～11月の毎週土曜日、9時～12時に継続実施。今年も6月7日(土)からスタート予定。 ・行政区からテント1棟・テーブル・椅子をいただき、ビニールハウスを事務所兼レジで使用実施。 ・Waiワイ祭りやおくの地区社協、小熊マルシェ等のタイアップをしている。 ・昨年度は小坂以外小坂団地・久野・桂・正直・太田と出品者も増え、今年はわくわく・みののの郷のパンも販売計画中。購入者は、408号線沿いもあり他行政区や焼却場帰りの人もいます。 [提案] おくの義務教育前北校舎一部跡地利用 ◎第一案 テント2棟使用での農産物販売(月2回開催)。経費は納品の10%の利益で賄う。 ・場所 テントを張るスペースと駐車場 ・準備物 テント2棟とテーブル10個、椅子5個 ・人員 5名～(おくの各行政区長を通して、出品者及び運営者を募る ◎阿見市小池の「大きなカブ」をベンチマークの直売所 小坂地区直売所スケールアップ ↓ 継続は力なりをモットーに興味と実益を兼ねての生き甲斐作りを目指し、地域の中心としての「たまり場」づくりを目指す。</p>	<p>これまで、おくの義務教育学校北校舎の利活用につきましては、地域懇談会やタウンミーティング等において、地域の皆様からご意見やご提案をいただき、現在は、サウンディング調査における事業者への個別ヒアリング等を行い、民間需要の調査を行っております。この調査で得られた民間事業者の需要と、これまで地域の皆様からいただいたご意見を踏まえ、おくの義務教育学校北校舎の跡地利用の方針案を、今年度内を目途に策定してまいります。 今回いただきました「廃校の一部を農産物直売所としての利活用」や「地域の中心としての『たまり場』づくりを目指す」といったご提案につきましては、サウンディング調査の結果を踏まえながら、引き続き、調査・検討してまいります。</p>	<p>おくの義務教育学校北校舎の跡地利用について、これまでのサウンディング調査等の結果や、タウンミーティングでのご意見、議会での一般質問等の内容を踏まえ、現在は利活用方針案を取りまとめている状況です。 利活用方針案につきましては、庁内での取りまとめが完了し次第、おくの地区社会福祉協議会の役員の皆様へのご説明を行い、市ホームページでの公表を行います。その後、方針案に従い、来年度以降の動きに繋げてまいります。</p>	経営企画部	政策企画課
5	おくの義務教育学校	小坂団地	1	<p>【空地のノリ面崩落の件】 現在の小坂団地の空地は御影石で見た目は良いが崩れ易い状況です。今後更に雨等による浸食が想定されます。 対策は牛久市を通じて地権者に報告、改善の要望はされていると伺っていますが、一向に改善されておらず放置状況にあります。このまま浸食が進めばU字溝は土砂で埋まり大雨の際は水があふれ道路にも悪影響を与えます。最も怖いのは「大きなケガ」「事故」に繋がることが懸念されます。一刻も早く方向性を明確にして頂きたくお願い申し上げます。</p>	<p>大谷石は、私有財産であるため、その管理は、所有者である地権者が行うことになっており、崩落等が懸念される場合は、市において、地権者へ通知を行っております。 市としてしましても、通行や雨水排水に支障が生じている場合その他危険性が高いと判断される場合には、緊急的に対応いたします。今後におきましても、該当箇所を確認次第、速やかに地権者への通知を行ってまいります。</p>	<p>該当箇所の特定にご協力いただき、通知を発送いたしました。 一部の地権者からは修繕に向けた前向きな回答もいただいております。 引き続き経過観察を行います。</p>	建設部	道路整備課
6	おくの義務教育学校	小坂団地	2	<p>【防災無線が聴き取りにくい件】 現在小坂団地の防災無線が聴き取りにくくなっております。新しく設置して頂いたのに万一災害が発生した場合逃げ遅れる方がいるかと考えます。 今後見直す可能性は有るでしょうか</p>	<p>現在、市内全域の防災無線について、アナログからデジタルへ更新する工事を行っております。屋外のスピーカーから音を流す特性上、天候や風向きの影響をうけるということをご理解いただきたいと思います。いただいたご意見を参考に、付近での聞き取りを行っていましたが、小雨だったこともあり少し聞き取りずらさを感じました。今後、業者とも協議をし可能な範囲で調整等を実施したいと考えております。 また、市としてしましても、防災無線の放送を補完する目的で、フリーダイヤルの聞き直しサービス、防災アプリ、市のホームページ等で同時に情報発信を行っておりますので、併せてご利用いただければと思います。</p>	<p>業者とともに当該スピーカーの設置状況および周辺環境の再調査を実施し、スピーカーの種類や向きの変更、機器の新設の可能性について検討しました。検討した結果、岡部公会堂のスピーカーの向きを変更し、撤去予定であった向原区民会館の防災無線を更新しました。音の到達範囲が広がることで、難聴区域が改善されるものと考えております。</p>	市民部	防災課
7	おくの義務教育学校	小坂団地	3	<p>【たまり場補助金の件】 奥野地区は少数世帯の行政区が有ります。また、その様な行政区の皆さんは仕事も農家が多いことから50回の利用が難しいのではないかと思います。今後、会館使用回数等の見直しはないでしょうか？</p>	<p>「地域コミュニティ活性化補助金」いわゆる「たまり場補助金」につきましては、昨年度まで、「集会所を、年末年始を除き、地域住民に年間3分の2以上開放していること」などの要件を満たしている行政区に対し交付していましたが、この要件が厳しいため、緩和して頂きたくのご意見を複数の行政区から頂きました。 そこで、より多くの行政区が利用しやすい補助金制度となるよう見直しを実施し、今般、要件を3段階に分け、それぞれに応じた補助金を交付するよう改正したところです。 3段階のうちもっとも緩やかな条件である、年間50回の利用でも難しいのではないかとご意見をいただきましたが、本要件については、地域コミュニティの活性化には、少なくとも週1回程度の定期的な活動が必要であるとの認識のもと設定したものです。 本補助制度は、地域コミュニティの活性化を目的とした制度ですので、ご理解賜りますようお願いいたします。</p>	<p>補助金交付要件のうち、小規模な行政区においても活動が実施可能となるよう配慮して設けております「年間50回以上117回未満、かつ1か月に1回以上の活動」という要件につきましては、比較的小規模な行政区におきましても、本年度より活動を開始していただいているところでございます。 当該要件につきましては、今後も現行制度のとおり適切に運用してまいります。</p>	市民部	市民活動課
8	おくの義務教育学校	奥原	1	<p>長年要望している奥原公会堂下の信号機設置について、市は警察に要望してくれている様だが、設置されない理由はなぜか？</p>	<p>信号機の設置は、茨城県警察(牛久警察署)が行っており、警察庁が定める「信号機設置の指針」等に基づき設置すべき場所であるかどうか判断されていると聞いております。 なお、信号機の設置の条件としては、原則として、 ・自動車等が安全にすれ違うため必要な車道の幅員が確保できる。 ・歩行者が安全に横断待ちのできる滞留場所が確保できる。 ・主道路の最大1時間の自動車等交通量が300台以上である。 ・隣接信号機との距離が150メートル以上離れている。 ・信号柱設置ができる。 のすべて条件に該当し、かつ、 ・直近1年間に信号の設置により抑止できたと考えられる人身事故が2件以上発生しており、安全の確保について他の対策により代替できないと認められる。 ・小中学校・病院等の付近において、生徒や利用者等の交通安全を特に確保する必要があること。 ・交差点における最大1時間の自動車等流入交通量が「信号機の設置及び撤去における自動車等交通量の条件」に合致すること。 ・歩行者の横断の重要が多いと認められ、かつ、横断しようとする道路の自動車等往復交通量が多いため、歩行者が容易に横断することができない場合であって、直近に立体横断施設がないこと。 のいずれかの条件に該当すること。 となっております。</p>	<p>報告なし</p>	市民部	地域安全課

令和7年度タウンミーティング意見・回答 & 進捗状況報告 一覧(おくの義務教育学区)

No.	小学校区	行政区名	意見番号	意見の概要	意見に対する回答	進捗状況(令和8年1月31日時点)	担当部	担当課
9	おくの義務教育学校	奥原	2	旧中根牧場下の国道408号線のカーブの所が補修を何度行っても傷んでしまうため、根本的な補修をして欲しく市から要望して欲しい。	茨城県の管理する道路ですので、竜ヶ崎工事事務所に令和7年6月20日に要望をいたしました。また、竜ヶ崎工事事務所の担当から連絡があり、過年度に補修を繰り返しているところですが、本年度下半期に路盤または基層からの改修を実施する予定との事でした。今後、進捗等がありましたら、ご報告いたします。	茨城県にて補修工事を行いました。	建設部	道路整備課
10	おくの義務教育学校	大和田	1	車道と歩道を分ける縁石に溜まっている土から雑草が生えるので、土の除去を市で実施して頂きたい。 ①鎌倉街道:業者による除草作業の際に土も除去すると草が生えない。 ②それ以外の道路:住民が除去作業をするのは、重労働である。	①除草作業との時期を合わせ、土砂撤去を実施いたします。 ②要望箇所等がございましたら個別に対応いたしますので、ご連絡をいただけますようお願いいたします。	①5月と7月に土砂撤去を実施いたしました。 ②要望のあった箇所を、7月中に実施いたしました。	建設部	道路整備課
11	おくの義務教育学校	大和田	3	地域連携共同ライドシェアの利用を高めるような工夫をして頂きたい。 利用件数が少なければ、いずれ廃止され、奥野地区は「交通空白」が解消されない。 ①利用実績の公表 ②宣伝 ③料金引き下げ(ワンコインの利用等)	①ライドシェアにつきましては、5月末現在で36回の運行がなされ、のべ42人の方が利用されております。 ②宣伝につきましては、広報うしく4月1日号で、ライドシェアの特集記事を掲載するとともに、市街化調整区域に居住する、うしく利用者へ5月15日にダイレクトメール送付し、また、行政区単位での説明会や、スマートフォンの操作登録補助などを実施しております。そのような活動の結果、登録者は徐々に増えてきております。 今後も継続的に広報活動を実施することにより、認知度の向上と利用の促進に努めてまいります。 ③料金につきましては、うしくと同一金額とすることで、うしくのみの利用となる市街化区域にお住まいの方と、不公平感が生じないよう金額を設定しています。今後、利用促進に向け努めてまいりますので、利用登録及び利用に対する周知にご協力いただけますようお願いいたします。	①令和7年1月の運行開始より、令和8年2月22日現在で242回の運行がなされ、延べ292人の方にご利用いただいております。 ②利用促進施策として、10月から12月の期間で利用促進キャンペーンを実施し、未利用者及び新規登録者に対して、1人当たり4枚の無料乗車券を配布しました。実施期間の利用者数としては、10月が42人、11月が29人、12月79人と大幅に増加しました。また、今後につきましては、利用状況やご意見等を踏まえ、ライドシェアを容易に利用できるよう、利用者のハードルとなっているスマートフォンを必須としたWEBによる登録方法に加え、電話でも登録が行えるように運用の見直しを検討します。	経営企画部	政策企画課
12	おくの義務教育学校	大和田	4	【タウンミーティングのやり方】 ①会議録を2〜3ヶ月以内に掲載して頂きたい。(昨年度のは令和7年3月に掲載された。) ②地域の要望を積極的に聞く姿勢を持って頂きたい。議題の数を限定するのは好ましくない。	①令和6年度の会議録につきましては、進捗状況の公開に併せ、3月にHPへ公開させていただきました。今後はタウンミーティング全地区終了後速やかに公開できるよう努めてまいります。 ②議題の数につきましては、限られた時間の中で有意義な意見交換を行うため、優先順位の高いご意見から順に目安として3件程度でお願いいたしました。また、各行政区よりいただいたご意見につきましては、数にかかわらず全て回答または対応させていただいております。 なお、各行政区からのご意見・ご要望等につきましては、各課にて常時対応しておりますので、各課窓口までご相談いたします。	報告なし	市長公室	広報広聴課
13	おくの義務教育学校	久野	1	【朝、通勤で近くの工業団地に向かう車の状況】 通常のルートは、イーグルポイントゴルフの横を通って、久野の下久野交差点から大仏横を通り、工業団地ですが、混むので鎌倉街道から入管、農芸学院横を通り、上久野経由、大仏横、工業団地のコースを利用する方がおります。 しかし、それなりに急いでいるようで、スピードを出して、上久野地区、塙地区に迷惑になるケースがあるようです。 危険なこともあるので対応して頂きたい。(交通事故懸念)	道路の速度規制は、茨城県警察(牛久警察署)が行っており、市で規制を行うことはできませんので、速度超過の取り締まりの強化等の対応について、牛久警察署に要望いたします。	令和7年9月2日、牛久警察署に要望書を提出いたしました。	市民部	地域安全課
14	おくの義務教育学校	久野	2	上久野地区から、塙地区の道ですが、途中で車1台ぐらいしか通れない部分があります。 3年ぐらい前、この道の整備を市役所の担当部署と話しました。多分、市は、国と話をして、対応してくれていると信じております。このあたりの状況がどうなったか教えて下さい。	令和2年度のタウンミーティングにおいて当該路線の整備について、回答をさせていただいておりますが改めて進捗状況等も踏まえ回答いたします。 国で実施している圏央道の4車線化に伴い、今後交通量が増大することが予想されることから、県において竜ヶ崎阿見線バイパス整備事業(うしくあみ斎場前)が実施されております。 当該道路(市道1793号線)の整備につきましては、市道56号線と竜ヶ崎阿見線バイパスの取付道路として位置付けられていることから、県によるバイパス整備の後での整備を考え、補助金の活用等も含め国・県とも協議をし、検討してまいりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。	報告なし	建設部	道路整備課
15	おくの義務教育学校	久野	3	【大仏、上久野集会所から鎌倉街道までの市道について】 この前、暗くなった頃、上久野集会所から鎌倉街道まで、車を運転し街灯が少なく、暗いので、かなり注意をして運転しました。 義務教育学校生も自転車通っているの、もう少し、街灯を増やした方が良く感じました。確認して頂き、ご対応宜しくお願いします。	現地確認により、当該道路で防犯灯が設置されていない区間があるのを確認しました。 行政区からの要望を取りまとめの上、設置の可否について検討いたします。	防犯灯1基を新設いたします。	市民部	地域安全課
16	おくの義務教育学校	報徳	1	要望があった防犯灯の設置を市当局はどのような基準・判断で可否を決定しているのか?	防犯灯の設置につきましては原則として ・防犯灯の設置間隔が概ね25メートル以上離れている生活道路。 ・新設道路、宅地開発された場所である。 ・夜間に不特定多数の往来があると想定される。 を基準に判断しています。	報告なし	市民部	地域安全課

令和7年度タウンミーティング意見・回答&進捗状況報告 一覧(おくの義務教育学校区)

No.	小学校区	行政区名	意見番号	意見の概要	意見に対する回答	進捗状況(令和8年1月31日時点)	担当部	担当課
17	おくの義務教育学校	報徳	2	生活道路の際に生い茂る雑草や樹木の枝等の処理を市当局はどのような対応を、アドバイスしていただけますか。	市が管理する道路(市有地)における雑草や樹木の枝につきまちは、ご要望があった場合等、必要に応じて市にて対応しております。 一方で、民有地から道路上へ越境している雑草や樹木の枝等につきまちは、通行に支障をきたすおそれがあると判断される場合には、市より通知等を行い、適切な管理をお願いしております。なお、倒木等により道路の通行が困難となる場合や危険を伴う等、緊急の事態が発生した場合には、安全確保の観点から、市において速やかに対応いたします。	報告なし	建設部	道路整備課
18	おくの義務教育学校	島田	1	【不法投棄の対応について】 ①私有地に不法投棄された場合の投棄物の撤去について ②不法投棄された土地への抑止等の看板設置について ③所有者の確認について ④昨年行政区内(国道408号線「島田町交差点」より北側200m付近)で不法投棄があり、抑止等の看板設置要請を行政区で行ったが、未対応である。幹・枝・葉の樹木が不法投棄されたもので、月日が経つと投棄物が枯れ笠高低くなり、また同じ場所に不法投棄されてしまう。この場所は2度の不法投棄されている。隣接地が行政区の土地で看板設置も可能であり、早期の対応をお願いしたい。	①私有地における不法投棄につきましては、私人が管理する土地であることから、所有者の責任において、撤去または整理することとなります。 ②市では、不法投棄防止のための看板の貸し出しを行っておりますが、私有地に設置する場合は、所有者の承諾が必要となります。 ③所有者の確認については、地域にお住まいであることがあるため、可能な限り把握に努めていただいたうえで、直接お話しをいただければと思います。なお、所有者の特定が困難な場合は、市廃棄物対策課で所有者を調べ、廃棄物対策課から現況をお伝えすることは可能です。 ④当該土地は、私有地であるため、看板を設置するためには所有者の承諾が必要となります。不法投棄と思われる幹や枝等につきまして、現地を確認のうえ所有者を調べ、廃棄物対策課から現況をお伝えし、対応させていただくことも可能です。 なお、隣接する行政区の土地への不法投棄防止看板の設置ですが、すでに看板が2つ設置されていることを確認しております。追加で別な場所への設置をご希望であれば、廃棄物対策課までご相談いただければと思います。	報告なし	環境経済部	廃棄物対策課
19	おくの義務教育学校	井ノ岡	1	【道路補修工事依頼】 牛久市と稲敷市の塚を通るカントリーラインの井ノ岡側で、法面の崩れがあり、ガードレールが倒れている。(添付資料確認No.1) 乙戸川橋から井ノ岡に向かった坂下交差点手前で、法面の崩れにより舗装が崩れ始まっている。(添付資料確認No.1)	現地を確認し、緊急的にカラーコーンで養生しております。今後、順次補修工事を実施いたします。	どちらも7月中旬に補修工事を実施いたしました。	建設部	道路整備課
20	おくの義務教育学校	井ノ岡	2	【カントリーラインについて】 ①法面に生える立ち木の伐採を実施願います。(添付資料確認No.2) ②1回目の除草作業を6年度より早いタイミングで実施して欲しい。 ③路側帯の引き直し(前年度未実施部分あり)	①令和6年12月にカーブ部分の草・篠・樹木等の除去作業を実施しております。今年度におきましても現地状況を確認しながら、交通の支障となる部分の除去作業を実施してまいります。 ②昨年度は、9月ごろの除草作業になってしまい申し訳ありませんでした。今年度におきましては伸び具合等も考慮し、適正な時期に除草作業ができるようにいたします。なお、近年雑草の成長が早く同時期に繁茂することから、どうしても早期の対応が難しい場合もありますので、緊急を要する場合には、行政区の皆様にもご協力をいただけると助かります。皆様のお力添えをお願いいたします。 ③区画線の引き直しにつきましては、市内各所よりご要望をいただけており、交通量や危険度等を勘案の上、順次対応しております。なお、前年度未実施分につきましては、引き続き対応してまいりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。	①今年度につきましては、パトロールや通報のあった際に支障となっている部分等、随時対応いたしました。 ②特に危険な部分は8月中旬に先行で実施し、広範囲では9月に実施いたしました。 ③すでに契約済みであり、3月中旬に実施いたします。	建設部	道路整備課
21	おくの義務教育学校	井ノ岡	3	【廃棄物対策】 不法投棄の多い特定の場所に、持ち運び式センサーカメラを設置したい。	不法投棄の事案は市内全域に及んでいる一方でカメラの台数には限りがあるため、設置場所につきましては、緊急性や常習性、周辺環境への影響の度合いなどを踏まえて設置しております。必要であれば、現場確認のうえ廃棄物対策課で設置を検討いたしますので、ご相談いただければと思います。 なお、本市でも定期的に不法投棄防止のためのパトロールを行っており、不法投棄の多い場所をお教えいただければ、パトロールのルートに加えることができますので、廃棄物対策課までご相談ください。 不法投棄を予防する対策といたしましては、不法投棄防止看板の設置やパトロールなど、地道な取り組みが効果的であると考えますので、皆様のさらなるご協力をいただければと思います。	報告なし	環境経済部	廃棄物対策課
22	おくの義務教育学校	井ノ岡	4	【特定道路への進入制限】 乙戸川橋に向かう道路から、カントリーラインに抜ける道路の進入規制は出来ないか。工業団地方面に向かう車が、朝夕の通勤時間に上記狭い道を高速で抜けるため危険、実際に事故も発生している。	道路の交通規制は、茨城県警察(牛久警察署)が行っており、牛久警察署に確認したところ、警察庁の「交通規制基準」では、地域住民を除くといった規制対象が曖昧な規制はしないこととなっております。しかしながら、令和8年9月1日に施行予定の改正道路交通法施行令では、主に地域住民の日常生活で利用されるような、中央線などが無い生活道路の法定速度が30kmに引き下げられることとなっております。	報告なし	市民部	地域安全課
23	おくの義務教育学校	桂	1	【桂川流域を禁猟区にしてほしい】 桂川流域で狩猟をしているハンターを見かけます。周辺には、民家もあり流れ玉等の危険があります。現在、橋の欄干には発砲禁止のプレートが設置されていますが、これだけでは不十分なので、桂川流域を禁猟区にするよう関係機関への働きかけをお願いします。	令和6年11月ごろに茨城県南県民センター環境・保安課へ同様の通報があり、同課職員が現地を確認し、発砲禁止の看板を設置したところです。今回のご意見を受け、市では県南県民センター環境・保安課と協議を行い、市から猟友会へ地元からのご意見とともに発砲に関する注意喚起について文書を発出いたしました。禁猟区(現行法では鳥獣保護区)の指定につきましては、それらの注意喚起等の効果を見極めたうえで、関係機関と協議してまいります。 今後におきましても関係機関と協力し、地元猟友会とも協議を重ねながら、狩猟者等へのさらなる注意喚起に努めてまいります。	報告なし	環境経済部	農業政策課

令和7年度タウンミーティング意見・回答&進捗状況報告 一覧(おくの義務教育学校区)

No.	小学校区	行政区名	意見番号	意見の概要	意見に対する回答	進捗状況(令和8年1月31日時点)	担当部	担当課
24	おくの義務教育学校	桂	2	<p>【高齢化社会への対応】 高齢化が急速に進んでいます。特養等施設への入居が必要となった場合、スムーズに入居できますか？ また、高齢者対策として、いろいろな施策があれば説明してください。</p>	<p>高齢者対策は、平成12年4月に制定された介護保険法に基づき、介護が必要な方への支援や介護状態とならないよう予防的支援を行っております。 本市では、これまで介護が必要な方の入所施設として特別養護老人ホームやグループホームなどを計画的に整備してまいりました。令和7年度までに特別養護老人ホームが広域型で6施設、原則的に牛久市民のみ入居可能な地域密着型で1施設の合計定員487名の整備をしております。また、グループホームは、同じく地域密着型となりますが、8事業所の合計定員153名の整備をしております。 一方で、本市における特別養護老人ホームの直近の待機者数は、県が調査した令和6年4月1日現在時点のもので95名となっております。内訳といたしましては、32名の方が在宅で介護サービスを利用しながら待機しており、63名の方は特別養護老人ホーム以外の居住系サービスを使って待機しているというものでした。 お尋ねのスムーズに入居できるかどうかにつきましては、特養では施設ごとに概ね3か月に1度の頻度で入所者の優先順位を決定する入所検討委員会を開催しております。その中で、その施設に入所を希望する方の中から、県の指針に沿った客観的な評価基準に基づくランク付けを行い、施設の空き状況に応じて次に入所する方の順位を決定していきます。 実際には、決定した入所順位により、早い人であれば1か月ほどで入所できる方もいます。逆に要介護3で状態も良い方や希望する施設に空きが出るまで待っている方もおり、1年以上待ち続けている方もいます。 介護保険制度以外の高齢者に対する施策としましては、インフルエンザ等各種予防接種助成、外出支援用具の購入助成、おむつ給付金の支給、栄養確保及び安否確認を目的とした配食サービス、緊急通報装置貸与サービス、寝たきり高齢者等に対する訪問理美容サービス、徘徊高齢者家族支援サービスとしてGPS装置の貸出しを行っております。また、高齢者の総合相談などを受け付け、保健、福祉、介護の専門家が支援を行う地域包括支援センターを市内2か所に設置しております。おくの義務教育学校区は、地域包括支援センター博慈園が担当しております。</p>	<p>令和年度まで第9期介護保険計画期間中であり、次の第10期計画に向けて継続的に施設の充足状況や待機者数などの調査を行っているところです。今後も必要な方に必要な支援が行き届くよう、施設整備も含めて介護保険事業の運営を行っていきたく思います。 また、高齢者施策として実施していた見守りを含めた配食サービス事業については、近年、同様のサービスを行う事業者を含め、高齢者が自ら選べる配食サービスの選択肢が増加したことや、民間事業者との連携協定など安否確認の手段が増加したこと、消防本部に直接通報となっていた緊急通報システムが拡充される予定もあり、令和8年3月31日をもって終了することとしています。</p>	保健福祉部	高齢福祉課